

第9章 歴史文化資源の保存・活用の推進体制

第1節 指宿市の体制

本市の歴史文化資源の保存・活用は、次のような体制により推進する。

推進体制は、図158で示したとおりである。本市では、指宿市教育委員会生涯学習課が担当課であり、指宿市関係課・関係機関との協力・連携を図る。国・県では、文化庁や鹿児島県教育庁文化財課へ報告・相談をするとともに、指導・支援を受ける。また、県立博物館等との連携強化を図る。専門では、指宿市文化財保護審議会へ諮問するとともに、大学等の指導・助言を受ける。市民・地域では、所有者等への指導・助言・支援を行い、市民と地域の民間団体との協力・連携を進める。そして、外部団体との連携強化を図る。

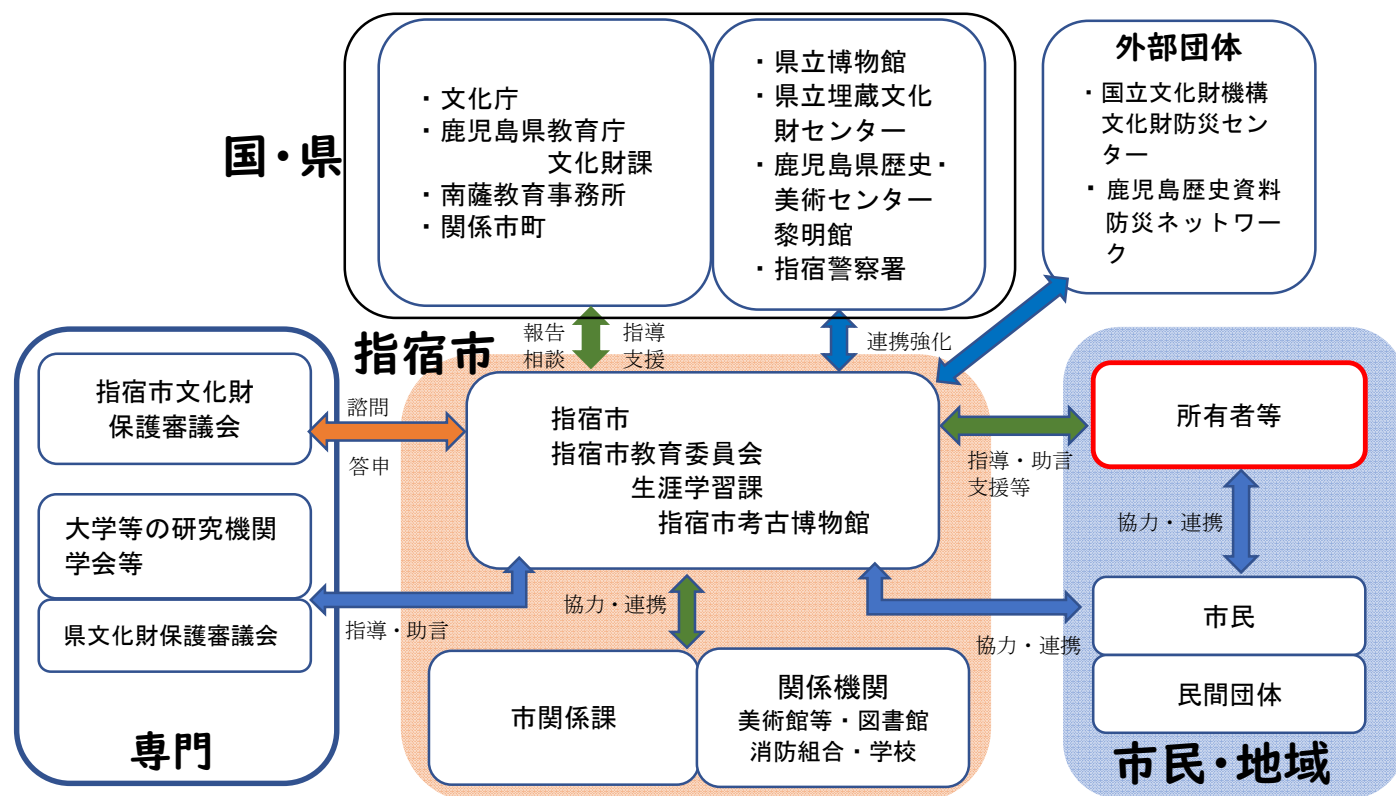


図158 推進体制の連携図

表14 保存・活用の体制（令和5年10月現在）

指宿市
担当部署 生涯学習課（文化財に係る業務を抜粋） ・業務内容：国指定史跡等管理，国指定史跡等保護・活用，文化財管理，文化財保護・活用，発掘調査，博物館運営，その他文化・文化財，博物館施設管理 ・職員15名（うち埋蔵文化財の専門職員3名） 指宿市考古博物館 時遊館COCCOはしむれ（生涯学習課所管） ・業務内容：資料収集，整理保管，展示。博物館資料及び地域に存する文化財，史跡等に関する専門的な調査研究。埋蔵文化財調査センターの機能。博物館資料の修復，保存及び一般公開のための技術的研究。展覧会，講演会，研究会，講座等の主催。博物館資料に関する案内書，解説書，図録，紀要，調査報告書等の作成及び頒布 ・職員5名（うち埋蔵文化財の専門職員3名）

市関係課
学校教育課 ・業務内容：学校教育事務（教育課程・研究，学習指導，生徒指導，進路指導，特別支援教育，就学指導，教科書・教材選定，環境教育，人権同和教育，保健管理，安全指導）
商工水産課 ・業務内容：商工企業事務，交通運輸施策事務，労働行政事務，消費者行政事務，水産業事務
観光課 ・業務内容：観光総務事務，イベント事務，観光企画事務，観光誘致事務
農政課 ・業務内容：農政推進事務，農政推進事務，農村対策事務
土木課 ・業務内容：道路橋梁事務，河川事務
都市・海岸整備課 ・業務内容：都市計画事務，区画整理事務，海岸事務，指宿港海岸直轄海岸保全施設整備事業，災害対策事務，港湾事務
建築課 ・業務内容：住宅建築事務（建築行政等），公共施設建築事務
企画政策課 ・業務内容：企画調整事務（重要施策の具現化，総合計画，地域活力活用等），都市交流事務
総務課 ・業務内容：総務事務（市制市史，総合教育会議等），文書法制事務，人事管理事務，行政改革事務（組織機構見直し等）
危機管理課 ・業務内容：安全安心対策事務（災害予防・初動，防犯対策，災害対策等）
関係機関
指宿市立図書館 ・業務内容：図書，記録その他必要な資料の収集・整理・保存。資料を一般公衆の利用に供し，その教養，調査研究，レクリエーション等に資する
薩摩伝承館 ・業務内容：美術館の経営，美術工芸品の収集，収蔵
岩崎美術館・工芸館 ・業務内容：美術館の経営，美術工芸品の収集，収蔵
長崎鼻パーキングガーデン ・業務内容：博物館の事業に類する事業を行う博物館相当施設
指宿南九州消防組合 ・業務内容：国民の生命，身体及び財産の火災からの保護，災害の防除，災害による被害の軽減
市内小学校 （指宿小学校・魚見小学校・柳田小学校・丹波小学校・今和泉小学校・池田小学校・山川小学校・開聞小学校・川尻小学校。全て市立。）
市内中学校 （北指宿中学校・南指宿中学校・西指宿中学校・山川中学校・開聞中学校。全て市立。）
市内高等学校 （指宿市立指宿商業高等学校・鹿児島県立指宿高等学校・鹿児島県立山川高等学校）

市民・地域
所有者等 個人，自治公民館，寺院，神社等 歴史文化資源（指定文化財）に関する届出（所有者，滅失，毀損，所在の変更） 歴史文化資源の保存（管理・修理） 歴史文化資源の公開 指宿市郷土芸能保存会 市内にある郷土芸能の保存・継承 指定等文化財の所有者団体（未組織） 指定等文化財の保存・継承
民間団体 一般社団法人いぶすき観光デザイン ・業務内容：市内関係団体と連携し，指宿市において新たな戦略に基づいた観光・商工業・農水産業等の産業全般の振興を図り，持続可能な観光地域づくりを推進し，もって指宿市の地域経済の振興に寄与 公益社団法人指宿市観光協会 ・業務内容：観光客の誘致促進や，観光客の受入体制整備など，観光事業を通して地域消費拡大に繋げるべく行政機関や各関係団体と連携して活動 指宿商工会議所 ・業務内容：地域内の商工業の振興を図り，社会の福祉の増進に資することを目的とした業務 菜の花商工会 ・業務内容：地域内商工業者の経営の相談・指導，税務，融資・共済制度，検定に関すること 指宿市自治公民館連絡協議会 ・業務内容：公民館活動の普及促進，公民館役員の研修，社会教育の振興，末端行政の協力，その他公民館活動上必要とする事項 太平次顕彰ヤマキの会 ・業務内容：8代濱崎太平次の顕彰 NPO法人指宿観光&体験の会 ・業務内容：観光指宿の魅力的な自然資源，食資源，温泉資源，文化資源，そして人的資源とふれあうことにより，観光指宿へ訪れた皆様方の旅が，10倍楽しめる旅になるようサポート NPO法人本と人をつなぐそらまめの会 ・業務内容：広く市民に対し，図書館を活動拠点として本に関心を持つ個人や団体等と連携を図りながら交流と学習の機会をつくり，良好な読書環境作り及び地域文化の継承に努めることにより，子どもを育てやすい地域社会の形成に寄与すること
専門
指宿市文化財保護審議会 ・審議事項：指宿市教育委員会の諮問に応じて，文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し，これらの事項に関して教育委員会に建議。 ・委員の属性：5人以内の委員（考古学，古代史，指宿・山川・開闢の郷土史に関する学識経験者）で組織

鹿児島県文化財保護審議会

- ・審議事項：鹿児島県教育委員会の諮問に応じた文化財の保存及び活用に関する重要事項についての調査審議，及びこれらの事項に関する建議

大学等の研究機関 鹿児島大学・鹿児島大学近代教育センター・鹿児島国際大学・鹿児島女子短期大学等
学会等

国・県

文化庁

鹿児島県教育庁文化財課

- ・業務内容：文化財の保存及び活用，埋蔵文化財の保存及び活用，文化財愛護思想の普及，銃砲刀剣類の登録，鹿児島県立博物館，鹿児島県立埋蔵文化財センター，博物館及び歴史民俗資料館，鹿児島県文化財保護審議会，鹿児島県上野原縄文の森に関すること

鹿児島県教育委員会南薩教育事務所

- ・業務内容：文化財に関すること，他

鹿児島県文化財保護指導委員

- ・取組内容：県内の文化財の巡視，状況を把握，県へ報告。文化財の所有者や市町村教育委員会と連携，文化財の保護

関係市町

近隣自治体：南九州市・南さつま市・枕崎市，鹿児島市他県下各市

鹿児島県立博物館

- ・業務内容：博物館資料を収集し，保管し，及び展示。博物館外での展示。博物館資料に係る電磁的記録を作成，公開。博物館資料の利用への説明，助言，指導等。博物館資料の調査研究，保管及び展示等の技術的研究，案内書，解説書，目録，図録，年報，調査研究の報告書等の作成・頒布，講演会・講習会・映画会・研究会等の主催と開催援助，社会教育における教育活動，学芸員等の人材の養成・研修，学校，図書館，研究所，公民館等への協力及び援助
- ・職員 21 名（うち動・植物の専門職員 3 名，地質の専門職員 1 名，天文の専門職員 1 名，自然史の専門職員 8 名）

鹿児島県立埋蔵文化財センター

- ・業務内容：埋蔵文化財の調査及び研究，資料の収集，保存及び活用，調査に関する指導及び研修，知識の普及

鹿児島県歴史・美術センター黎明館

- ・業務内容：郷土の歴史，文化遺産等に対する県民の理解と認識を深め，県民の文化活動及び学術研究に寄与

指宿警察署

- ・業務内容：犯罪，事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関すること。犯罪の予防一般に関すること等

外部団体

独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター

- ・業務内容：各種の災害から文化財を守り，災害発生時の救援・支援を多くの組織や専門家の協力によって迅速かつ効果的に実施

鹿児島歴史資料防災ネットワーク

- ・業務内容：自然環境（地震・津波・集中豪雨・噴火等）や歴史環境（急激な人口移動・高齢化等）の変化から，地域の歴史資料を救済・保全し，個人や地域の歴史を未来へ伝える活動を実施

第2節 計画の進捗管理と自己評価

地域計画の事業を円滑に実施し、効果を発揮させるためには、進捗管理を的確に行う必要がある。

進捗の過程においては、PDCA サイクル（計画・実施・評価・改善）の考え方のもとに、計画的に事業を実施し、中間点や終了時点などでは、達成状況、課題などの把握・評価を行い、その成果を当該事業の改善及び他の事業や次の展開への反映に努めることとする。

毎年度の事業の進捗状況については、自己評価を行うとともに、指宿市文化財保護審議会にその結果を報告し、聴取した意見を踏まえて、次年度以降の取り組みに活かすこととする。また、最終評価では、指宿市文化財保護審議会に計画の進捗状況や達成状況を諮ることとする。

なお、地域計画の内容に変更する必要がある場合には、文化財保護法第 183 条の 4 に基づき文化庁長官による変更の認定を申請する。

また、計画の進捗管理の過程では、必要に応じて柔軟な見直しを行うものとし、軽微な変更については、鹿児島県教育委員会及び文化庁へ報告するものとする。

文部科学省令第 5 号

（認定を受けた文化財保存活用地域計画の軽微な変更）

第 61 条 法第 183 条の 4 第 1 項の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- 一 計画期間の変更
- 二 市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- 三 前 2 号に掲げるもののほか文化財保存活用地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更



図 159 PDCA サイクルによる進行管理